

日本中国友好協会大阪府連合会規約

第1条（名称と事務所）この会は、日本中国友好協会大阪府連合会とよび、事務所を大阪市におきます。

第2条（目的）この会は、日本政府の行為によって中国への侵略戦争が起こされた歴史を教訓として、日本と中国が再び戦うことのないよう、日本国民として平和と民主主義の立場に立って、日本中国両国民間の相互の理解と友好を深め、平和五原則にもとづく両国関係の発展に寄与し、アジアの平和と世界の平和に貢献することを目的とします。

第3条（活動）この会は、前条の目的を達成するため、つぎの活動を行います。

1. 日中両国民の友誼を確立するための運動
2. 中国事情と文化の研究と紹介
3. 日本事情と文化の中国への紹介
4. 文化事業活動
5. 日中人事・文化・芸術・学術・技術・経済・スポーツなどの交流
6. 在日華僑の正当な権利の擁護
7. その他必要な事項

第4条（会員）

- (1) この会の目的に賛成し、会費を納める個人または団体は会員になることができます。
- (2) 個人会員は、会費の額によって普通会員、特別会員、賛助会員、準会員とします。
- (3) 普通会員、特別会員、賛助会員ならびに団体会員はこの会のすべての機関に対し発議したり意見を述べることができ、役員や代議員を選び、または選ばれたりすることができます。ただし会費未納六カ月以上にわたるときは普通会員、特別会員、賛助会員および団体会員の資格を失うことがあります。

第5条（組織・構成）この会は大坂府下にある日本中国友好協会の支部で組織する連合体であり、支部のほか直属班および直属会員で構成します。

第6条（班・支部）

- (1) 大坂府下にある市町村などの地域や職場、学校その他の場所に3名以上の会員がいるときは班を、20名以上の会員がいるときは支部をつくることができます。
- (2) 班は日常活動の基礎単位であり、支部はこの会の基礎組織です。
- (3) 支部に組織されていない班は直属班として府連合会に直属します。
- (4) 支部や班に組織されていない個人または団体は直属会員として府連合会に直属します。

第7条（機関）この会につぎの機関をおきます。

(1) 大会

- ①大会はこの会の最高決議機関で年1回定期大会を開き、運動方針、規約改正、予算・決算、役員選出その他重要事項を決めます。ただし3分の1以上の支部または会員の要求があるときは臨時大会を開かなければなりません。また必要により臨時大会を開くことができます。
- ②大会は代議員の過半数の出席で成立し、決議・決定は出席代議員の3分の2以上の賛成によります。
- ③大会は会長が招集し、代議員およびこの会の全役員で構成します。
- ④代議員の選出基準は別に定めます。

(2) 理事会

- ①理事会は大会につぐ決議機関で年 1 回以上ひらきます。ただし理事の 3 分の 1 以上の要求があるときは理事会を開かなければなりません。
- ②理事会は会長が招集し、理事および会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、事務局長で構成します。
- ③理事会は構成員の過半数の出席で成立し、決定は、出席者の 3 分の 2 以上の賛成によります。

(3) 常任理事会

- ①常任理事会は大会および理事会の決定を執行するこの会の最高執行機関で、月 1 回以上ひらきます。
- ②常任理事会は理事長が招集し、常任理事および会長、副会長で構成します。
- ③常任理事会のもとに常務会議をおき、日常業務を執行します。常務会議は常任理事会で互選します。
- ④常任理事会は必要に応じ専門部を設けることができます。
- ⑤常任理事会は事務局をおき、日常業務を処理します。

第 8 条（役員）この会につぎの役員をおきます。

- (1) ①会 長 1 名 ②副会長 若干名
③理事長 1 名 ④副理事長 若干名
⑤常任理事 若干名 ⑥理 事 若干名
⑦事務局長 1 名 ⑧会計監査 2 名

(2) ①会長、副会長、理事、常任理事および会計監査は、大会で会員の中から選びます。ただし理事はどの支部からも必ず選ばれるようにします。

②理事長、副理事長、事務局長は常任理事会で常任理事の中から選びます。

③常任理事会は必要に応じ事務局次長をおくことができます。

(3) ①会長はこの会を代表し、会務を統括し、理事会を総括します。副会長は会長をたすけ、会長に支障のあるときその代りをします。

②理事長は常任理事会を総括します。副理事長は理事長をたすけ、理事長に支障のあるときはその代りをします。

③事務局長は事務局員を統括します。

④会計監査はこの会の会計を監査します。

第 9 条（理事および常任理事の補充）理事および常任理事は、理事会で補充または増員することができます。ただし、つぎの大会で承認をうけます。

第 10 条（顧問）この会に顧問・参与をおくことができます。

顧問は大会の推薦により会長が委嘱し、会長の諮問に応じます。参与は、常任理事会の推薦により会長が委嘱し、会務にたずさわります。

第 11 条（役員の任期）この会の役員の任期は定期大会から定期大会までとします。

第 12 条（会計）この会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入でまかないます。

第 13 条（会費等）この会の入会金および会費は次のとおり定めます。

- (1) 普通会費 1 カ月 900 円（機関紙購読料を含む）
- (2) 賛助会費 1 カ月 2000 円以上（機関紙購読料を含む）
- (3) 特別会費 1 カ月 500 円
- (4) 団体会費 1 カ月 1500 円以上（機関紙購読料を含む）

(5) 準会費 1 カ月 400 円 (機関紙購読料を含む)

会費のうち、府連合会、支部、班の配分は別に定めます。

第 14 条 (会計年度) この会の会計年度は 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとします。

(附則)

第 15 条 この規約は 1989 年 4 月 1 日から実施します。この規約について必要な準則は、理事会で別に定めます。

2025 年 6 月 第 71 回大会一部改正。